

## 令和4年 第11回農業委員会定例会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月28日（月） 9時30分～10時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)  
会長 1番 米良 成志  
職務代理者 10番 金丸 幸子  
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔  
6番 藤本 寿弘 7番 児玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠席議員 (0人)
6. 出席最適化 (5人)  
推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議案日程 報告第 18号 農地の所有権移転及び転用届出の件について  
報告第 19号 農地の埋立届出の件について  
議案第 23号 農地の所有権移転申請の件について  
議案第 24号 農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得  
(農用地利用集積計画の公告)の件について

### 8. 議事の概要

#### 開会 議長

それでは、開会いたします。  
今日の出席議員は15名で議事録署名委員は5番委員と6番委員です。  
よろしくお願い致します。  
『報告第18号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

#### 事務局長

報告第18号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明致します。議案書は2頁になります。農地法第5条の所有権移転・転用の届出になります。次のとおり受理したことを報告します。申請件数は2件の2筆になります。申請番号1、場所は、須賀崎2丁目の1筆で両地目とも畑で、面積が370m<sup>2</sup>です。本件は有償の所有権移転です。転用用途はその他の業務用地で、転用事由は作業倉庫の建築となっています。申請番号2、場所は須賀崎3丁目の1筆で両地目とも畑で、面積が575m<sup>2</sup>となります。本件も有償の所有権移転です。転用用途は住宅用地で、転用事由は貸家住宅の建築となっています。3～6頁に地図を掲載しております。4頁をご覧ください。申請番号1の地図になりますが、須賀崎地区になります。  
草川小学校の北東方向に申請農地があります。6頁をご覧ください。申請番号2、同じく須賀崎地区になります。地図の真ん中付近に、ひまわり会あさひ学園がありますが、そこから北の方向に申請農地があります。以上、報告となります。

議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。続きまして『報告第19号 農地の埋立届出の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。.
事務局長	<p>報告第19号 農地の埋立届出の件について説明致します。議案書は7頁になります。農地の埋立の届出になります。次のとおり受理したことを報告します。申請件数は2件の4筆になります。申請番号1、場所は大字門川尾末字岩崎の2筆で、2筆とも登記簿地目は田、現況地目は市街化畠、面積は合計で583m<sup>2</sup>です。判定地目は畠で、埋め立てにより畠として利用するものです。申請番号2、場所は同じく大字門川尾末字岩崎の2筆で、2筆とも登記簿地目は田、現況地目は市街化畠、面積は合計で1,210m<sup>2</sup>です。判定地目は畠で、埋め立てにより畠として利用するものです。8・9頁に地図を掲載しております。9頁をご覧下さい。南ヶ丘地区になります。4筆とも隣接しており、南ヶ丘団地の北側に申請農地があります。</p> <p>以上、報告となります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。手続きまして『議案第23号 農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。.</p>
事務局長	<p>議案第23号 農地の所有権移転申請の件についてです。議案書は、10頁になります。農地法第3条の所有権移転分になります。次のとおり許可申請があつたので審議を求めます。記載のとおり申請3件の3筆で所有権移転となります。申請番号1、場所は大字川内字水ナシの1筆で、両地目とも田、面積が1,061m<sup>2</sup>です。申請事由は譲渡人は労力不足、耕作不便によるもので、譲受人は贈与、譲渡人の要望によるものとなっています。申請番号2、場所は大字門川尾末字尾ノ宮の1筆で、両地目とも田、面積が190m<sup>2</sup>です。申請事由は、譲受人の増反による要望で、有償の所有権移転となります。申請番号3、場所は大字門川尾末字尾ノ宮の1筆で、登記簿地目は田、現況地目は雑種地で、面積が326m<sup>2</sup>です。申請事由は、譲受人の増反による要望で、有償の所有権移転となります。11頁～14頁に地図を掲載しております。12頁をご覧ください。申請番号1の地図になります。三ヶ瀬、市ノ原地区になります。林道水無線の仁久志橋手前左側に申請農地があります。14頁をご覧ください。申請番号2・3の地図になりますが、2筆とも隣接しています。中山地区になりますが、中山神社前の町道小園栄ヶ丘線沿いに申請農地があります。</p> <p>以上、ご審議願います。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。
安田推進委員	推進委員の安田です。申請番号1について、11月22日に岡田係長の案内で、黒木委員、私の3名で現地確認を行いました。山間部で説明は難しいですが、西門川の三ヶ瀬、市ノ原地区集落から奥の方へ約500m程度行った所に仁久志橋があり、

安田推進委員

その手前小さな谷に沿って細長く広がってる土地であり、譲渡人は遠方に移住しており、ここ数年作付けしておらず休耕しており、かねてから譲渡人の希望により、知人関係にある譲受人に譲渡しようと考えていたところ、快く引き受けてくれたとの事です。譲受人は、地元出身で水田を耕作しており問題無いと考えております。現地の現況は休耕している為、雑草が茂っておりますが草刈りをし整地すれば復旧可能と考えます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特ないようです。  
申請番号1について賛成の方、挙手願います。全員賛成です。次に申請番号2・3について、推進委員のご意見を伺います。

松本推進委員

推進委員の松本です。申請番号2について、11月18日に岡田係長の案内で、児玉委員、白木推進員、私の4名で現地確認を行いました。所在地は中山神社近くで地目は田となっていますが、現況は埋め上げていて雑種地となっています。譲渡人と譲受人は知人関係で、譲受人の要望で話しあは成立したと聞いています。この場所は近隣の所有者に迷惑がかかるような場所ではないと判断します。  
続いて、申請番号3について説明いたします。所在地は、申請番号2に隣接しており、同じく地目は田ですが埋め上げており雑誌地となっています。譲受人の要望にて話しが成立しており、この場所も同じく迷惑がかかるような場所ではないと判断します。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特ないようです。賛成の方挙手願います。全員賛成です。次に、『議案第24号 農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)の件についてです。議案書は15頁～17頁になります。次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。  
申請件数は5件の11筆になります。貸借権の設定になります。申請番号1、場所は、大字加草字迫ノ前の2筆で、両地目とも田で、合計面積が989m<sup>2</sup>です。利用目的はハウスとなっており、借受人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は、貸借期間が令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間となっており、借賃は記載の通りです。申請番号2、場所は、大字加草字迫ノ前の1筆で、両地目とも田で、面積が1,002m<sup>2</sup>です。利用目的はハウスとなっており、借受人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は、貸借期間が令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間となっており、借賃は記載の通りです。申請番号3、場所は大字門川尾末字軍野の2筆で両地目とも田で、合計面積が2,041m<sup>2</sup>です。利用目的はハウスとなっており、借受人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は、貸借期間

事務局長

が令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間となっており、借賃は記載の通りです。申請番号4、場所は、大字門川尾末字西又の2筆と字四国田の2筆となっています。地目については記載の通りで、合計面積は3, 282m<sup>2</sup>です。利用目的はハウスとなっており、借受人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は貸借期間が令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間となっており借賃は記載の通りです。申請番号5、場所は、大字庵川字塩屋崎の2筆で、両地目とも田で、面積が合計で3, 838m<sup>2</sup>です。利用目的は田となっており、借受人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は貸借期間が令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間となっており借賃は記載の通りです。申請番号1～5までは、農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に借り受けを希望する者に貸し付けを行う案件となっています。18頁から25頁に地図を掲載しております。19頁をご覧ください。申請番号1と2の地図になります。加草2区になりますが、県道土々呂日向線の東側で丸山川右岸に申請農地3筆があります。次に21頁をご覧下さい。申請番号3の地図になります。城屋敷地区になります。木ノ宮神社の南西方向に申請農地2筆があります。23頁をご覧ください。申請番号4の地図になります。栄ヶ丘地区になります。図面右上に西又靈園がありますが、その南西方向に申請農地4筆があります。最後に、25頁をご覧ください。申請番号5の地図になります。庵川東地区になります。図面中央に牧山協会がありますが、その東側に申請農地2筆があります。以上、ご審議願います。

議長

事務局の説明が終わりました。申請番号1・2について推進委員のご意見を伺います。

染田推進委員

推進委員の染田です。申請番号1・2について、11月18日に岡田係長の案内で川崎委員、津島委員と私の4名で現地確認を行いました。3筆地番続きで、場所はスマートインター入口手前、加草共同墓地より東側丸山川沿いで3筆とも地目は田で、現況は園芸用ビニールハウスです。貸し手二人とも高齢化も重なり農業も先を見据え、今回農地を中間管理機構へ貸出し、その上で新たな借り手との契約を考え今回申請に至っております。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特ないようです。申請番号1・2について賛成の方、挙手願います。全員賛成です。次に申請番号3・4について、推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員

推進委員の白木です。申請番号3・4について、11月18日に岡田係長の案内で兒玉委員、松本推進委員と私の4名で現地確認を行いました。申請番号3については、城屋敷地区の木ノ宮神社がありますがその南側、道路を挟んで前の土地になりますが、ビニールハウスが建っております。現在は、ミニトマトを栽培しているようです。これが2筆続きです。申請番号4、場所は、栄ヶ丘地区の西の又が2筆、

白木推進委員 四国田が2筆、それぞれビニールハウスできゅうりを栽培しております。どちらのハウスについても、農地中間管理権の取得に関する事案でありますから、特に問題にする所もありませんでした。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。  
申請番号3・4について賛成の方、挙手願います。全員賛成です。次に申請番号5について、推進委員のご意見を伺います。

米澤推進委員 推進委員の米澤です。申請番号5について、11月24日に岡田係長の案内で、藤本委員、染田委員と私の4名で現地確認を行いました。現地は、県道遠見山半島線沿いの牧山協会の所にあります。対象農地は、農振・農用地区域内にあり、借受人は、宮崎県農業振興公社です。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。  
申請番号5について賛成の方、挙手願います。全員賛成です。  
以上を、もちまして第11回農業委員会定例総会を閉会します。

令和4年11月22日

議事録署名人

5番委員

白木 純

6番委員

藤平 寿三